4級地	2.622	2.623	2.654	2.666	2.684
5級地	2.406	2.407	2.434	2.445	2.460
6級地	1.757	—	1.771	—	1.786
7級地	1.396	1.396	1.404	—	1.409
無級地	—	0.856	0.853	0.852	0.851

	B
1級地	0.264
2級地	0.210
3級地	0.196
4級地	0.160
5級地	0.139
6級地	0.075
7級地	0.039
無級地	−0.014

㈱　北海道、東京都及び静岡県並びに福岡県にあつては、Bの率にそれぞれ1.055、244.661、0.067及び0.206を加算した率とする。

第10条第9項の算式によつて算定した数の段階	乗率A		乗数B
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	10.25	6.56	2,000
6.00以上10.00未満のもの	36.71	31.47	7,400
10.00以上14.00未満のもの	64.45	46.52	7,900
14.00以上18.00未満のもの	127.12	61.69	8,400
18.00以上22.00未満のもの	155.87	69.17	8,900
22.00以上のもの	185.87	88.87	9,400

備考

1　「離島に係る市町村」とは離島振興法、奄美振興法若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法の適用を受ける市町村又は沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島に係る市町村をいう。

2　「その他の市町村」に係る乗数Bは0とする。

寒冷補正

	給与差	寒冷度	積雪度
4級地	0.616	1.579	2.153
3級地	0.776	1.080	1.146

4級地	2.592	2.593	2.621	2.633	2.650
5級地	2.344	2.345	2.369	2.379	2.393
6級地	1.743	—	1.756	—	1.770
7級地	1.389	1.389	1.396	—	1.401
無級地	—	0.859	0.856	0.855	0.854

	B
1級地	0.247
2級地	0.199
3級地	0.186
4級地	0.152
5級地	0.128
6級地	0.071
7級地	0.037
無級地	−0.014

㈱　北海道、東京都及び静岡県並びに福岡県にあつては、Bの率にそれぞれ0.995、217.972、0.066及び0.193を加算した率とする。

第10条第9項の算式によつて算定した数の段階	乗率A		乗数B
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	9.88	6.36	2,000
6.00以上10.00未満のもの	35.19	30.19	7,400
10.00以上14.00未満のもの	61.72	44.61	7,900
14.00以上18.00未満のもの	121.59	59.14	8,400
18.00以上22.00未満のもの	149.08	66.33	8,900
22.00以上のもの	177.78	85.19	9,400

備考

1　「離島に係る市町村」とは離島振興法、奄美振興法若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法の適用を受ける市町村又は沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島に係る市町村をいう。

2　「その他の市町村」に係る乗数Bは0とする。

寒冷補正

	給与差	寒冷度	積雪度
4級地	0.587	1.486	2.053
3級地	0.739	1.018	1.099